

青梅市スタディ・アシスト事業業務委託にかかるプロポーザル実施要領

1 目的

青梅市立中学校に通う中学校3年生に対する、希望進路実現に向けた学習支援の業務委託を行うに当たり、委託業者をプロポーザル方式により公正かつ公平な方法で選定することを目的とする。

2 業務内容

別紙、仕様書のとおり。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

4 見積上限額

45,615,240円（消費税および地方消費税を含む。）

5 選考方法

提出された会社概要書、企画提案書、見積書等の書類および提案者によるプレゼンテーションの内容を、選定委員が総合的に審査・評価し契約候補者を決定する。

6 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

※ 参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とする。

※ 参加資格の確認後、受託候補者の決定日までの間に参加資格にかかる要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

(2) 青梅市競争入札参加資格者名簿に登録していること。

なお、青梅市競争入札参加資格者名簿に代表者から入札、契約等の法行為を自分の名と責任において行うものとして委任を受けた代理人を登録している場合、その代理人のみが本件にかかる参加申請、企画提案書の提出等を行うことができるものとし、代理人以外の者（代表者を含む。）の申請を認めない。

(3) 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成19年4月1日

実施)の規定による参加停止の措置を受けていないことおよび青梅市契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年4月1日実施)の規定による停止措置を受けていないこと。

(4) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項にもとづき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項にもとづき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、青梅市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。)にないこと。

(5) 過去5年以内に、地方自治体が主催する、中学生の学力向上を目的とした事業の業務委託の実績があること。

7 スケジュール

①実施要領等の配布期間	令和6年3月8日(金)から 令和6年3月22日(金)まで
②参加資格確認申請書等の 受付期間	令和6年3月8日(金)から 令和6年3月22日(金)まで
③参加資格確認結果通知	令和6年4月1日(月)
④質疑締切	令和6年4月5日(金)正午
⑤質疑回答	令和6年4月12日(金)
⑥企画提案書等の提出期限	令和6年4月22日(月)
⑦プレゼンテーション・ ヒアリング実施・審査	令和6年4月30日(火) 令和6年5月1日(水)
⑧結果通知	令和6年5月初旬
⑨契約締結	令和6年5月中旬以降

8 参加資格確認申請書等の受付および回答

(1) 受付期間

令和6年3月8日(金)から令和6年3月22日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出書類

ア 参加資格確認申請書(様式第1号) 1部

イ 会社概要書(様式第2号) 1部

ウ 業務実績報告書（様式第3号） 1部

(3) 提出方法

持参、郵送および電子メール

なお、ファックスによる提出は受理しない。

ア 持参の場合

土・日曜日・祝日を除く、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までの間に直接持参すること。

なお、事前に電話連絡の上、来庁すること。

イ 郵送の場合

一般書留、簡易書留または特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

ウ 電子メールの場合

メール件名は「青梅市スタディ・アシスト事業業務委託にかかるプロポーザル（企業名）」とすること。

なお、メール送信後、指導室指導係へ電話にて送信した旨を連絡すること。

電子メールアドレス div7030@city.ome.lg.jp

電話番号 0428-22-1111（内線2371）

(4) 提出先

東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市教育委員会学校教育部指導室指導係（青梅市役所3階）

(5) 参加資格確認申請書に対する回答

令和6年4月1日（月）に、参加資格確認申請書等の提出のあった全者に対し、様式第1号に記載するメールアドレス宛てに回答を行うものとする。

なお、参加資格を認める場合の回答の通知は、指名通知を兼ねるものとする。

9 質問等

(1) 質問方法

質問がある場合には、所定の様式（様式第4号）により質問書を電子メールにて青梅市教育委員会学校教育部指導室指導係宛てに提出すること。

メール件名は「青梅市スタディ・アシスト事業業務委託にかかるプロポーザル質問書（企業名）」とすること。

なお、メール送信後、指導室指導係へ電話にて送信した旨を連絡すること。

電子メールアドレス div7030@city.ome.lg.jp

電話番号 0428-22-1111（内線2371）

(2) 質問期限

令和6年4月5日（金）正午まで

(3) 回答方法

質問の有無にかかわらず全者に対し、令和6年4月12日（金）午後5時までに電子メールで回答する。

10 企画提案書等の提出書類

(1) 提案書等提出書 1部（様式第5号）

(2) 企画提案書 6部

提出部数は6部とし、このうち5部には提案者が特定できる内容を記載しないこととする。

表紙および目次を除き、総枚数15枚以内とし、各ページの番号を記載すること。作成に当たっては、次の項目をタイトル付けした上で、その内容について記載すること。

No.	項目
1	・本業務に関する企画、考え方、方針
2	・学力向上および参加率維持についての方策、内容
3	・全体の学習支援計画および夏期・冬期講習の指導計画
4	・整備する教材等に関する考え方、内容

5	・進路相談の実施方法、頻度
6	・業務管理体制について、配置の考え方、方針
7	・従事者の選定方法、研修体制および教育方針について
8	・業務報告の方法、内容
9	・参加生徒に対する安全確保についての考え方、方策
10	・その他本業務に対する自由提案

(3) 見積書 1部（様式第6号）

業務別の内訳および合計金額（消費税および地方消費税を含む。）を記載することとし、金額は見積上限額を超えないこと。

11 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和6年4月22日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出時間

平日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで

(3) 提出場所

青梅市教育委員会学校教育部指導室指導係（青梅市役所3階）

(4) 提出方法

直接持参または郵送とする。

なお、持参する際は事前に電話連絡の上、来庁すること。

また、郵送する場合は、その旨を事前に電話連絡し、封筒に「青梅市スタディ・アシスト事業業務委託にかかるプロポーザル企画提案書」と記載すること。

12 参加の辞退

都合により辞退を申し出る場合は、次のとおり参加辞退届出書（様式第

7号)を提出すること。

なお、参加を辞退した場合も、今後の青梅市の入札・契約等において不利益は生じない。

(1) 提出期間

令和6年4月22日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

直接持参、郵送または電子メールにより提出すること。

メールで提出する場合、件名は「青梅市スタディ・アシスト事業業務委託にかかるプロポーザル参加辞退届出書(企業名)」とすること。

なお、メール送信後、指導室指導係へ電話にて送信した旨を連絡すること。

電子メールアドレス div7030@city.ome.lg.jp

電話番号 0428-22-1111(内線2371)

13 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の提出のあった全者に対し実施する。

なお、プロポーザル参加者が1事業者であっても、プレゼンテーション・ヒアリングによる選考を実施する。

(1) 実施日

令和6年4月30日(火)または5月1日(水)

時程、会場等については、別途、書類提出期限後に通知する。

(2) 実施方法

企画提案書等にもとづいて行うこと。

※企画提案書等と異なる内容や追加資料の配布などは認めない。

(3) 実施時間

各者、説明20分。質疑は15分以内とする。

なお、準備、片づけ時間は各5分以内とする。

(4) 実施環境

スクリーン、プロジェクター(HDMI対応)は市が用意するが、説明に当たり必要な機材は各者で用意すること。

また、使用する場合は令和6年4月22日(月)までに申し出ること。

(5) 参加人数等

3名以内とし、プロジェクトの参画予定者が参加すること。プレゼンテーション等については、実際のプロジェクト責任者等が実施すること。ただし、システム操作はこれ以外の者が行って差し支えない。

14 配点

評価項目
本業務に関する企画、考え方、方針
学力向上および参加率維持についての方策、内容
全体の学習支援計画および夏期・冬期講習の指導計画
整備する教材等に関する考え方、内容
進路相談の実施方法、頻度
業務管理体制について、配置の考え方、方針
従事者の選定方法、研修体制および教育方針について
業務報告の方法、内容
参加生徒に対する安全確保についての考え方、方策
その他本業務に対する自由提案
プレゼンテーション内容
委託費見積額の妥当性

15 審査結果

審査結果については、令和6年5月初旬までに通知する（参加を辞退した者および参加しなかった者を除く。）。

16 契約の締結

契約は、選定された契約候補者と青梅市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定にもとづく随意契約により、当該業務の実施にかかる契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、選定された受託候補者との協議が不調に終わった場合には、次点とされた事業者と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定にもとづく随意契約により、当該業務の実施にかかる契約を締結することとする。

17 参加の無効について

次のいずれかに該当する場合は、本プロポーダルへの参加を無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの
- (2) 指定する提出期限後に提出したもの
- (3) 必要な提出書類が揃っていないもの
- (4) 提出書類に虚偽の記載が認められるもの
- (5) 見積上限額を超える金額で見積書を提出したもの
- (6) 見積書の金額を訂正したもの
- (7) 見積額と内訳の金額が合致しないもの

18 その他

- (1) 提出書類は一切返却しない。
- (2) プロポーダルへの参加に必要な費用の一切は、参加者の負担とする。
- (3) 審査内容および審査経過は公表しない。
- (4) 審査結果についての異議申し立ては認めない。
- (5) 提出書類については青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号）にもとづき公開対象となる。
- (6) 本プロポーダルに関する仕様書等は、本プロポーダルにかかる目的以外に使用することを禁じる。
- (7) 担当

青梅市教育委員会学校教育部指導室指導係

所在地 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

電話番号 0428-22-1111（内線2371）

電子メールアドレス div7030@city.ome.lg.jp

以上